

運営指導における 主な指導事項等

介護老人保健施設 編

埼玉県福祉監査課

人員に関する基準

1. 医師は、常に入所者の病状や心身の状態の把握に努めること。
2. 常勤の医師が勤務した時間を明確に記録すること。
3. 非常勤職員の看護・介護職員を充てる場合には、常勤職員である看護・介護職員が基準省令によって算定される員数の7割程度とすること。
4. 非常勤職員の看護・介護職員を充てる場合の勤務時間数が常勤職員を充てる場合の勤務時間数以上とすること。

勤務体制の確保等

1. 職場におけるハラスメント対策について、職員への周知啓発を行うこと
2. 職場におけるハラスメント防止のための指針を定め、事業者としての方針を明確化すること。
3. ハラスメント相談（苦情を含む）に適切に対応するために、相談担当者を定め、全ての職員に周知すること。
4. 時間外勤務が必要な場合の手続を職員に周知し、労働時間を適正に管理すること。

口腔衛生の管理

施設の従業者又は歯科医師等が入所者毎に施設入所時及び月に1回程度の口腔の健康状態の評価を実施すること。

業務継続計画

1. 新規採用職員に対し、業務継続計画に係る研修を実施し、明確に記録すること。
2. すべての従業者に対し、業務継続計画に係る研修及び訓練を年2回以上定期的に実施し、明確に記録すること。

非常災害対策

1. 浸水想定区域における避難確保計画を作成し、従業者への周知と訓練を十分に行うこと。
2. 防災訓練は年2回実施しそのうち1回は夜間想定とすること。
3. 消防設備点検の結果、不良箇所が判明した場合には、速やかに改善すること。
4. 浸水想定区域における避難確保計画を作成し、市町村に報告すること。また、避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、その結果を市町村に報告すること。
5. 非常災害対策計画に盛り込む内容が不十分なため見直すこと。

苦情処理

苦情がサービスの提供の質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえた再発防止策に取り組むこと。

取扱方針(身体的拘束等の適正化)

1. 身体的拘束等適正化検討委員会について、3月に1回以上開催し、その結果はすべての介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
2. 新規採用職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を実施し明確に記録すること。
3. すべての介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上定期的を実施したことを明確に記録すること。
4. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、医師は診療録に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況及び緊急やむを得ない理由等を明確に記録すること。

高齢者虐待の防止

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。
2. すべての従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施したことを明確に記録すること。
3. 新規採用職員に対し、高齢者虐待の防止のための研修を実施し、明確に記録すること。

施設サービス計画の作成

施設サービス計画について、家族等の同意が遅れているものがあった。あらかじめ電話等で同意を得ている場合は、その旨を記載しておくこと。

看護及び医学的管理の下における介護

1. 週2回以上の入浴が確認できない利用者が認められた。基本的な介護サービスは確実に実施すること。
2. 入浴の実施に当たっては、入所者の自立支援に資するよう、その心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により実施すること。
3. 入浴中止となった時の理由及び清拭等の代替措置を適切に記録すること。

衛生管理等

1. すべての従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年2回以上実施したことを明確に記録すること。
2. 感染対策委員会の結果は、すべての職員に周知徹底を図ること。
3. 新規採用職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修を実施し、明確に記録すること。
4. 新規採用職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を実施したことを明確に記録すること。

事故発生の防止及び発生時の対応

1. 新規採用職員に対し、事故発生の防止の研修を実施し、明確に記録すること。
2. 骨折等で医療機関を受診又は入院した事故が発生した時は、危機管理マニュアルに従い、市町村及び県福祉事務所に事故報告書等を提出すること。

短期入所療養介護計画の作成

短期入所療養計画作成に必要な居宅サービス計画書は適切に保管しておくこと。

夜勤職員配置加算

夜勤職員配置加算の算定に際し、実配置人員数を根拠としていた。定められた算定方法等によること。

送迎加算

送迎を必要とする理由を明確に記録すること。
(短期入所療養介護)